

有田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 有田町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業(浄化槽整備推進事業)

策 定 日 : 平成 31 年 2 月

改 定 日 : 令和 8 年 8 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成15年度 (23年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法適用 (全部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	0.92人/ha (令和7年度末)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(西地区24地区、東地区一部7地区)		
処 理 場 数	浄化槽設置基数1,945基(令和7年度末)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事業の性質上、広域化は検討しておらず、最適化については現在の市町型浄化槽から個人管理の浄化槽への転換についてこれから検討していきます。料金徴収については同一課内の水道事業により実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方 (税抜き)	R8年度まで 基本料金 10m ³ まで : 1,700円 超過料金 11m ³ ～20m ³ : 1m ³ あたり150円 21m ³ ～50m ³ : 1m ³ あたり170円 51m ³ ～100m ³ : 1m ³ あたり200円 101m ³ ～ : 1m ³ あたり230円			R9年度改定予定: 約20%増額改定 2,040円 1m ³ あたり180円 1m ³ あたり210円 1m ³ あたり240円 1m ³ あたり280円			
	維持管理にかかる減価償却費は、使用量0m ³ であっても発生します。下水道区域内に大口の利用者が少なく、小口の使用量の世帯が、多くを占めています。減価償却費を従量制へ反映させた場合に、一部の利用者の方のみ負担となってしまう事が懸念されたため、利用者に10m ³ までの基本料として反映させています。 また、水道使用量を基に下水道使用料を算定していますが、水道が開栓状態であれば、メータ検針時の使用料が0m ³ であっても基本料を徴収しています。 昨今の物価高騰や人件費の高騰による維持管理費や修繕費の上昇に伴い令和9年度より下水道使用料の改定を予定しています。以下同じ						
業務用使用料体系の概要・考え方 (税抜き)	R8年度まで 基本料金 10m ³ まで : 1,700円 超過料金 11m ³ ～20m ³ : 1m ³ あたり150円 21m ³ ～50m ³ : 1m ³ あたり170円 51m ³ ～100m ³ : 1m ³ あたり200円 101m ³ ～ : 1m ³ あたり230円			R9年度改定予定: 約20%増額改定 2,040円 1m ³ あたり180円 1m ³ あたり210円 1m ³ あたり240円 1m ³ につき280円			
その他の使用料体系の概要・考え方 (税抜き)	R8年度まで 基本料金 10m ³ まで : 1,700円 超過料金 11m ³ ～20m ³ : 1m ³ あたり150円 21m ³ ～50m ³ : 1m ³ あたり170円 51m ³ ～100m ³ : 1m ³ あたり200円 101m ³ ～ : 1m ³ あたり230円			R9年度改定予定: 約20%増額改定 2,040円 1m ³ あたり180円 1m ³ あたり210円 1m ³ あたり240円 1m ³ あたり280円			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和5年度	3,200	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和5年度	3,518	円
	令和6年度	3,200	円		令和6年度	3,538	円
	令和7年度	3,200	円		令和7年度	3,546	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	上下水道課は、令和8年度現在14名となっており、水道事務2名、水道工務4名、公共下水道事務2名(1名農業集落排水事業の事務兼務)、公共下水道工務1名、浄化槽事務1名、浄化槽工務1名(公共下水道・農業集落排水事業工務兼務)、農業集落排水事業1名(水道事業工務兼務)統括する上下水道課長及び会計年度任用職員2名で業務にあたっています。
事 業 運 営 組 織	平成18年度に旧有田町と旧西有田町の二町合併をした際、水道事業所と下水道課に分かれていましたが、平成20年度に再編され上下水道課となりました。再編時の職員数は16名でしたが、現在水道工務に会計年度任用職員1名、水道事務に会計年度任用職員1名を雇用し、正職員の削減に取り組み、現在の職員数となっています。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	合併浄化槽の修繕、汚泥採取、清掃、保守点検の維持管理はすべて民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の観点から、し尿汲取り業者へ運転管理業務として委託しています。そのため指定管理制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	未検討
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	事業の性質上未検討
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	事業の性質上未検討

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

「経営比較分析表」については、令和6年度決算統計による資料を添付しています。

経費回収率については(下水道使用料÷汚水処理費)×100や、使用料単価【料金収入(千円)÷有収水量(千m³)】÷汚水処理減価【汚水処理費÷有収水量(千m³)】した数値により算定します。

接続の鈍化に伴い料金収入が伸びておらず、それに対して人件費や材料費の高騰により年々経費回収率は下がってきています。令和9年度から料金改定を予定しており経費回収率の改善を目指します。

経営比較分析表（令和6年度決算）

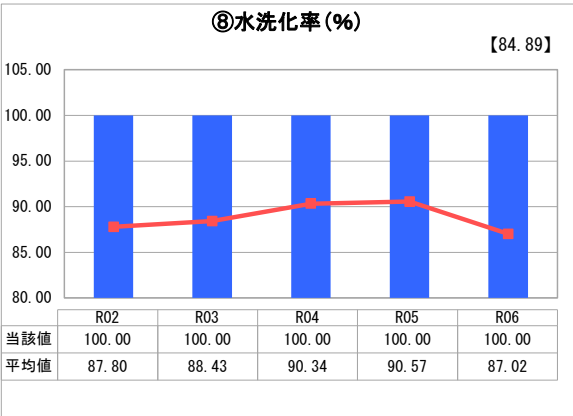
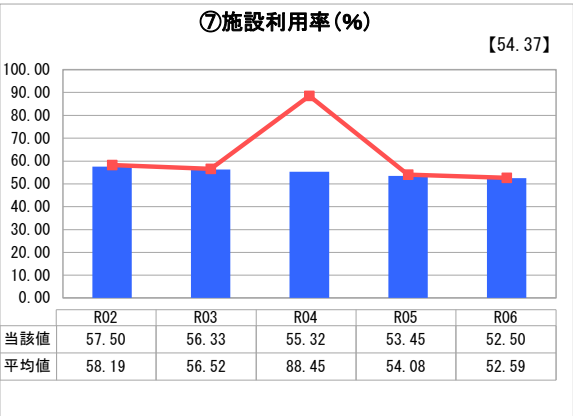
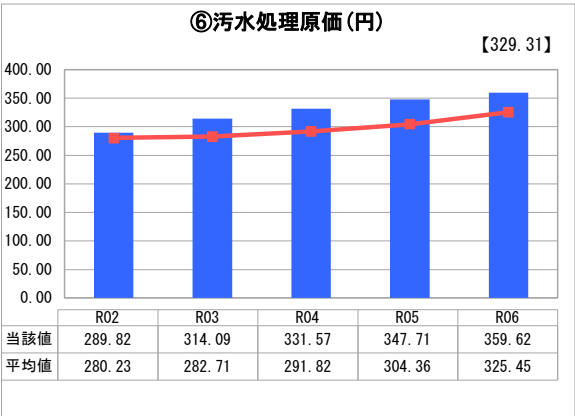
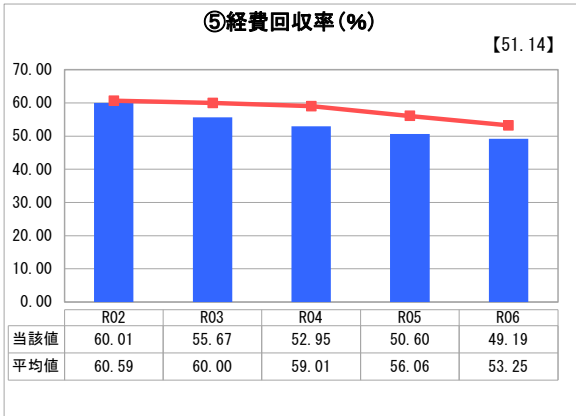
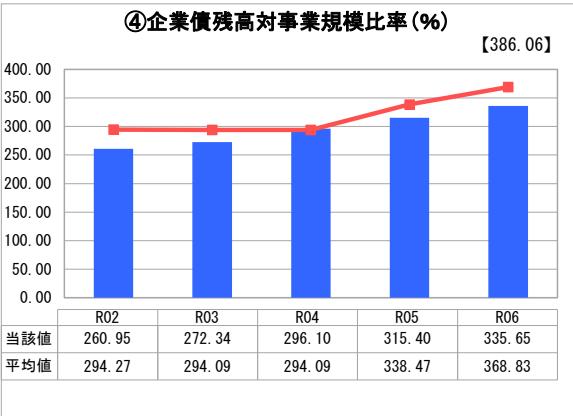
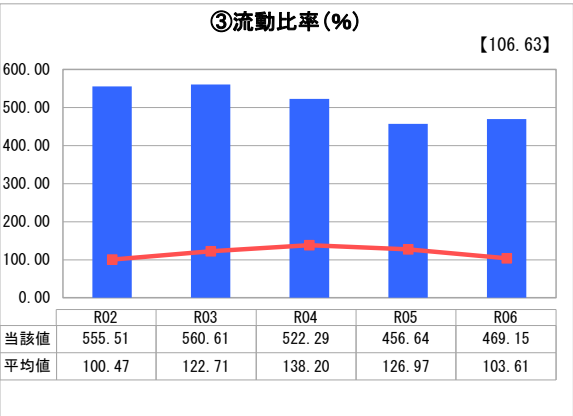
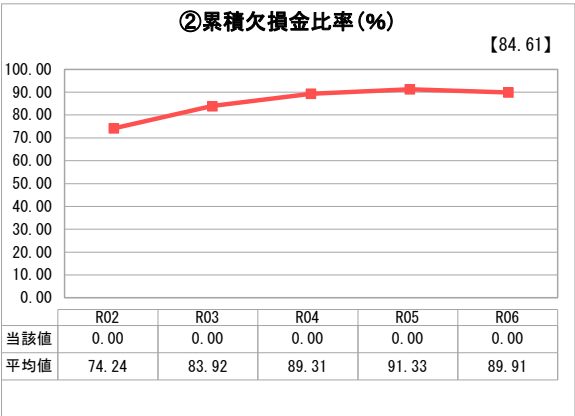
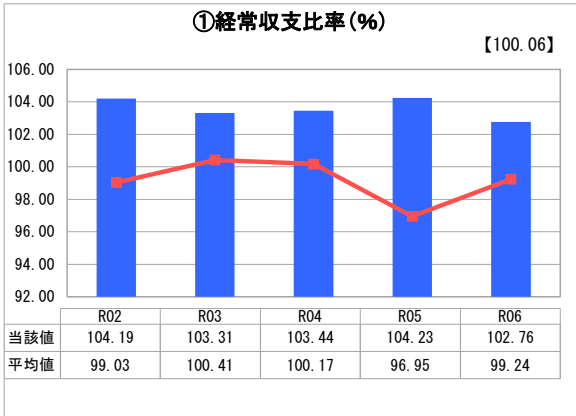
佐賀県 有田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	43.39	29.09	100.00	3,520

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
18,539	65.85	281.53
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,352	60.71	88.16

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%を超えているが、料金収入だけでは維持管理費を賄えておらず一般会計繰入金に依存している状況である。保守点検費用や修繕費用などの維持管理費用は年々増加傾向にあり、一般会計を圧迫し続けられないためにも使用料金の見直しを早急に行う必要がある。

②一般会計の繰入金により損益計算書は黒字化を維持しているため累積欠損金はない。

③流動比率は100%を超えているため現金残高はあるが減少傾向ではある。料金改定や接続推進を行い収入の増に努める必要がある。

④企業債残高対事業規模比率は料金収入の増加が年々少なくなってきたため比率が大きくなっている。

⑤経費回収率は、料金収入の増加はわずかであるのに対して維持管理費の増加が大きいため減少傾向にある。

⑥維持管理費の増加に対して有収水量の伸びが少ない。人口減少により設置基数は増加しても有収水量が増えないが、できるだけ接続推進を図り有収水量の増に努める必要がある。

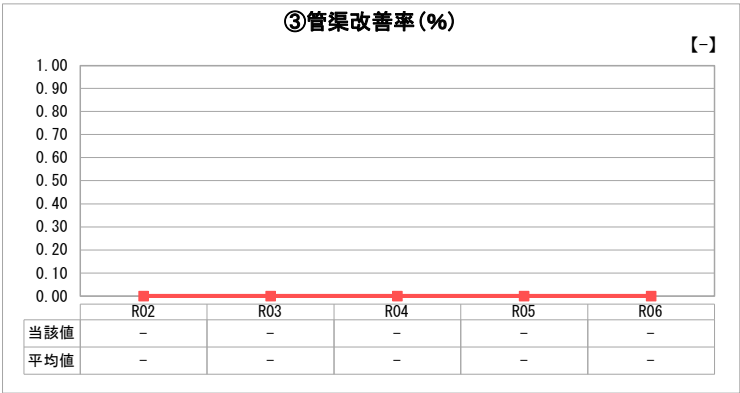
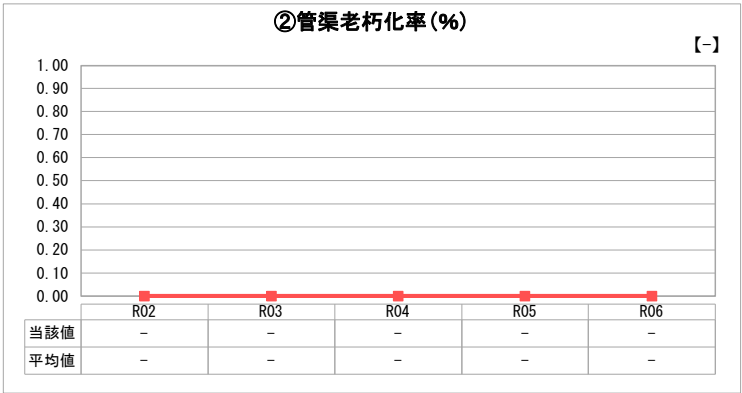
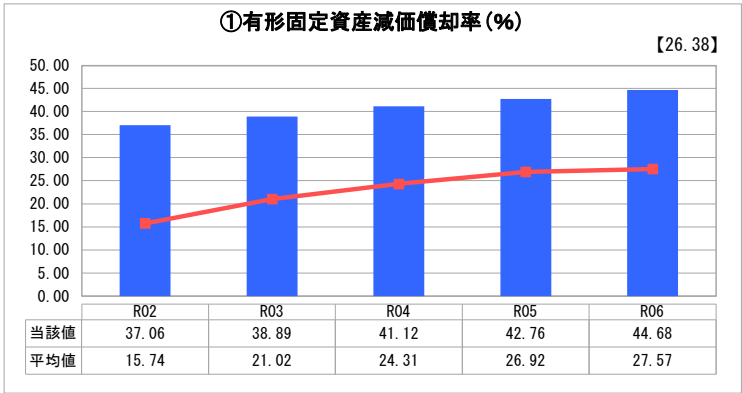
⑦施設の利用率について、合併浄化槽は使用用途や延べ床面積をもとにGIS規格に基づき人槽を算定しているが、人口減少による1基あたりの流入汚水量の減少などが影響している。

2. 老朽化の状況について

浄化槽事業は平成15年度より実施しているが、町設置の浄化槽については耐用年数を超えた浄化槽はないが、年数的に耐用年数に近づいているためプロワイ交換や本体修繕もかなりの数が発生している。今後は修繕計画を立て、補助金を活用しつつ費用を抑える必要がある。

また寄付を受け付けた浄化槽が町設置分よりも先に耐用年数を迎えるため、順次更新工事等が見込まれる。

2. 老朽化の状況



全体総括

一般会計からの繰入金により経営が成り立っていることは明らかでありその額も年々増加している。料金改定は必須であるが、当町では下水道事業（公共下水道、農業集落排水事業、公共浄化槽事業）ごとに異なる料金体系ではなく同一の料金体系であるため難しい面がある。今後は料金の見直しと同時に会計を1本化させる等公営企業の独立採算制が実現できるよう検討していく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に試算によると、当町の総人口は令和3年年度末の19,145人から令和17年度には15,496人になると推計されています。これに伴い処理区域内人口については人口減少に伴い減少していく見込みです。
なお、現在の浄化槽普及率が令和7年度末で約70.59%（個人管理含む）であることから、処理区域内人口は減少していきますが、接続人口については計画期間内は接続により緩やかに増加していく想定をしています。計画期間以降、将来的には人口減少の影響により処理人口についてもいずれは減少する見込みです。

(2) 有収水量の予測

令和7年度末の区域内人口に対する接続率は70.59%（個人管理含む）となっています。新規接続のほとんどが新築物件でありくみとりや単独浄化槽からの転換はごくわずかとなっています。人口減少により1基あたりの人口も減少してきており、また節水型家電の普及により有収水量の伸びは鈍化しています。今後、このまま人口減少が進めば、有収水量は減少していくと予想しています。

(3) 使用料収入の見通し

令和7年度の料金収入は81,678千円（税抜き）でした。人口減少と高齢化により接続は鈍化しており料金収入の大幅な増加が見込めないことから令和9年度より20%増の料金改定を計画しています。改定が行われればその分の増収は見込まれますが人口減少により料金収入は減少していくと予測しています。

(4) 施設の見通し

浄化槽の老朽化及び管理基数が増えるため、維持管理費は増加していくものと想定しています。また、必要に応じて更新工事も発生していく事が想定されるため、健全な財政運用に努めて資金を確保しておく必要があります。

(5) 組織の見通し

浄化槽事業の担当職員は事務職員1名、工務職員1名の計2名で事業運営をしています。汚水処理事業全体で考えると、将来的には浄化槽事業の工務担当職員が公共下水道事業及び農業集落排水事業との兼務となることも想定されます。今後は、ベテラン職員が培ってきた知識と経験を若手職員へ継承していきながら職員の人材育成を図る必要があります。

3. 経営の基本方針

第2次有田町総合計画の基本計画「安心安全で、自然と共存できるクリーンなまち」の実現を目指し、基本事業である「汚水処理事業の推進」の目的「有田町の美しく豊かな河川と水環境を守るため、各地域の特性に合わせた公共下水道事業、農業集落排水処理事業、浄化槽整備推進事業を計画的、効率的に推進します。

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う、公債費（元利償還金）の大きな負担や維持管理費の増加傾向から、資金収支は厳しい状況を強いられています。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に、経営を行います。また、公営企業会計を適用していることから、独立採算制及び透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できるよう努めます。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に、民間委託の活用により業務の効率化を図りつつ、将来的には包括的民間委託等による効率化も含め民間活用を検討します。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計の負担区分の適正化を検討した結果令和9年度より現在の料金から20%の増額改定をする予定です。その他収入の確保のため使用料を確実に収納し、国庫補助金や企業債の活用など将来の元利償還も含め、単年度の費用負担の増大を防ぐなど適正な資金調達を行います。

取組・目標

○区域内人口に対する接続率

区域内人口に対する接続率は、令和6年度5869人/8,786人【66.8%】 令和7年度6,121人/8,671人【70.6%】（いずれも個人管理含む）となっています。高齢化が進み、また昨今の物価高騰などにより水洗化に対する意欲の消失があり既存住宅の汲み取りや単独からの変換はなかなか見込めませんが、将来的には100%の接続率を目指します。

○経費回収率

公営企業の取り組みとして、経費回収率は100%前後の維持を目標としています。
人件費や材料費の高騰により設置基数が増えれば増えるほど維持管理費用は増加します。料金収入がその増加を上回れば経費回収率があがるので、定期的に料金を見直します。

○水洗化の促進

町内の水質保全のため、汚水処理積立奨励金や改造資金利子補給金等の制度を活用し、浄化槽未接続者への周知に努めます。

○人材育成、技術の継承

ベテラン職員が培ってきた知識と経験を若手職員へ継承していきながら職員の人材育成を図ります。

計画期間内における具体的な取組・目標等は使用料収入と汚水処理費は双方とも増加していきますが、使用料収入と比較し汚水処理費の増加率が大きくなる見込みです。定期的な使用料の見直しや接続推進による使用料の確保に繋げ維持管理費は一部国庫補助を利用したり、効率化や経費削減に努力し経費回収率の維持に努めます。一方で事業自体の根本的な見直しも検討していく必要があります。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

年 度 区 分			前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 込 〕	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	81,298	81,678	90,805	98,975	99,455	98,538	98,321	98,102	97,884	97,688	97,492	97,297	
		(1) 料 金 収 入	81,298	81,678	90,805	98,975	99,455	98,538	98,321	98,102	97,884	97,688	97,492	97,297	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	収 入	(3) そ の 他													
		2. 営 業 外 収 益	198,175	200,737	222,565	209,628	216,864	226,305	234,750	243,200	254,650	261,100	270,550	278,000	
		(1) 補 助 金	155,000	159,000	180,000	165,000	172,000	181,000	189,000	197,000	208,000	214,000	223,000	230,000	
		他 会 計 補 助 金	155,000	159,000	180,000	165,000	172,000	181,000	189,000	197,000	208,000	214,000	223,000	230,000	
		そ の 他 補 助 金													
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	42,698	41,401	40,948	43,628	44,064	44,505	44,950	45,400	45,850	46,300	46,750	47,200	
		(3) そ の 他	477	336	1,617	1,000	800	800	800	800	800	800	800	800	
収 益 的 支 出	収 入	収 入 計 (C)	279,473	282,415	313,370	308,603	316,319	324,843	333,071	341,302	352,534	358,788	368,042	375,297	
		1. 営 業 費 用	250,560	256,476	288,347	283,673	291,778	299,487	307,498	315,875	326,653	332,450	342,255	350,260	
		(1) 職 員 給 与 費	14,458	15,318	15,982	15,806	15,613	15,631	15,736	15,775	15,780	15,885	15,990	16,095	
	支 出	基 本 給 付 費	8,063	8,465	8,520	8,251	8,053	8,066	8,166	8,200	8,200	8,300	8,400	8,500	
		そ の 他 費	6,395	6,853	7,462	7,555	7,560	7,565	7,570	7,575	7,580	7,585	7,590	7,595	
		(2) 経 営 費	144,854	150,220	177,231	176,582	184,582	192,582	200,582	208,582	216,582	224,582	232,582	240,582	
		動 力 費													
		修 繕 費	17,849	18,765	25,745	25,295	27,295	29,295	31,295	33,295	35,295	37,295	39,295	41,295	
		材 料 費													
		そ の 他 費	127,005	131,455	151,486	151,287	157,287	163,287	169,287	175,287	181,287	187,287	193,287	199,287	
(3) 減 価 償 却 費	91,248	90,938	95,134	91,285	91,583	91,274	91,180	91,518	94,291	91,983	93,683	93,583			
支 出	支 出	2. 営 業 外 費 用	21,403	21,823	24,087	22,530	23,238	23,908	24,419	24,489	24,527	24,861	25,032	24,883	
		(1) 支 払 利 息	15,441	15,697	16,624	15,930	16,137	16,307	16,431	16,492	16,490	16,424	16,295	16,116	
		(2) そ の 他	5,962	6,126	7,463	6,600	7,101	7,601	7,988	7,997	8,037	8,437	8,737	8,767	
	支 出	支 出 計 (D)	271,963	278,299	312,434	306,203	315,016	323,395	331,917	340,364	351,180	357,311	367,287	375,143	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	7,510	4,116	936	2,400	1,303	1,448	1,154	938	1,354	1,477	755	154	
		特 別 利 益 (F)	4	29	3	2									
		特 別 損 失 (G)	235	193	201	200									
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 231	△ 164	△ 198	△ 198									
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	7,279	3,952	738	2,202	1,303	1,448	1,154	938	1,354	1,477	755	154	
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)													
流 動 資 産	流 動	資 産 (J)	297,499	307,442	286,266	274,132	279,587	281,687	283,687	286,187	288,687	291,187	293,687	296,187	
		う ち 未 収 金	13,397	14,979	13,315	13,200	13,210	13,190	13,180	13,170	13,160	13,150	13,000	12,980	
		負 債 (K)	63,412	75,933	60,190	62,057	65,670	69,216	74,514	76,028	77,458	80,293	83,106	84,385	
		う ち 建 設 改 良 費 分	50,638	18,921	21,000	53,227	57,623	60,386	64,902	67,198	69,411	71,433	73,494	75,555	
		う ち 一 時 借 入 金													
流 動 負 債	流 動	う ち 未 払 金	11,435	2,384	2,400	7,830	7,047	7,830	8,612	7,830	7,047	7,830	8,612	7,830	
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
		営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	81,298	81,678	90,805	98,975	99,455	98,538	98,321	98,102	97,884	97,688	97,492	97,297	
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

投資・財政計画

年 度 区 分			(単位:千円)											
			前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 決 算 見 込 〕	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的 収入 支出	資本的 収入	1. 企 業 債	56,200	64,500	61,500	69,300	58,500	52,700	43,300	34,500	34,500	29,200	29,200	29,200
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		2. 他 会 計 出 資 金												
		3. 他 会 計 補 助 金												
		4. 他 会 計 負 担 金												
		5. 他 会 計 借 入 金												
		6. 国(都道府県)補助金	36,310	12,219	17,318	26,628	35,477	24,909	24,909	18,212	16,303	16,303	14,125	14,125
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
		8. 工 事 負 担 金	8,177	6,645	7,682	9,358	8,422	7,580	6,822	6,140	5,526	4,973	4,476	4,028
		9. そ の 他									41,000	41,000	41,000	41,000
		計 (A)	100,687	83,364	86,500	105,286	102,399	85,189	75,031	58,852	97,329	91,476	88,801	88,353
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純 計 (A)-(B) (C)	100,687	83,364	86,500	105,286	102,399	85,189	75,031	58,852	97,329	91,476	88,801	88,353
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	93,047	86,881	89,655	92,593	83,702	75,332	67,799	61,019	51,917	51,917	46,725	42,053
		うち 職 員 給 与 費												
		2. 企 業 債 償 還 金	46,982	50,638	53,728	53,227	57,623	60,386	64,902	68,232	71,624	75,080	78,601	78,650
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
		5. そ の 他	11,688	6,047	6,087	10,225	8,775	6,069	5,558	3,827	3,827	3,004	3,004	3,004
		計 (D)	151,717	143,566	149,470	156,045	150,100	141,787	138,259	133,078	127,368	130,001	128,330	123,707
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		51,030	60,202	62,970	50,759	47,701	56,598	63,228	74,226	30,039	38,525	39,529	35,354
補填 財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	45,583	53,481	56,250	50,759	47,701	56,598	63,228	74,226	30,039	38,525	39,529	35,354	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	5,447	6,721	6,720										
	計 (F)	51,030	60,202	62,970	50,759	47,701	56,598	63,228	74,226	30,039	38,525	39,529	35,354	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)		1,140,462	1,163,542	1,245,680	1,211,114	1,211,991	1,204,305	1,182,703	1,148,971	1,114,181	1,073,014	1,030,750	990,907	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) [決 算 見 込]	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的 収支分	収益的収支分	155,000	159,000	180,000	165,000	172,000	181,000	189,000	197,000	208,000	214,000	223,000	230,000
	うち 基 準 内 繰 入 金	63,990	65,234	68,640	63,587	63,656	63,076	62,661	62,610	64,931	62,107	63,228	62,499
	うち 基 準 外 繰 入 金	91,010	93,766	111,360	101,413	108,344	117,924	126,339	134,390	143,069	151,893	159,772	167,501
資本的 収支分	資本的収支分												
	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金												
合 計		155,000	159,000	180,000	165,000	172,000	181,000	189,000	197,000	208,000	214,000	223,000	230,000

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	令和8年に策定された有田町生活排水処理基本計画に基づき、令和9年度から令和12年度までの4か年間で180基の浄化槽新規設置を目標としています。浄化槽未接続者に対し、汚水処理積立奨励金や接続工事にかかる金銭的負担が大きくて接続できない世帯に向けて改造資金利子補給金等の制度を活用しながら接続を推進していきます。

国庫補助金は、令和8年度から令和12年度までの5年間は循環型社会形成推進交付金を活用予定です。また、県補助金は佐賀県公共浄化槽等整備推進事業交付金を活用予定です。
純損益が赤字とならないように、一般会計繰入金を毎年増額し調整していますが、増額に伴い基準外繰入金が大きく上昇していきます。少しでも繰入金の額を減らせるよう料金改定を行い、使用料収入を確保するために、令和17年度までに接続率約80%を目標としています。

企業債残高が令和14年度にピークを迎えるため、令和14年度以降は減債基金を約41,000千円ずつ取崩していく予定です。
経費回収率については、使用料収入と汚水処理費双方とも増加していきますが、使用料収入と比較し汚水処理費の増加率が大きくなる見込みで、年々経費回収率が下がる想定です。令和8年度の47.41%から令和17年度は36.73%に減少する見込みですが定期的な料金改定を行うことや公共浄化槽事業の根本的な見直しを検討していく必要があります。
原価計算表における費用総額に対する料金収入は、令和9年度で32.3%となっています。今後、10年間の維持管理費に対する料金収入割合の平均値は、30.1%と減少傾向にあるため、料金改定を検討していく必要があります。
また、現在市町村設置型としている浄化槽を耐用年数を迎えるタイミングで個人設置型に切り替えていくかどうかの検討をはじめます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	接続率、有収水量の増加により使用料収入を向上させ、収益的収入の増加を図ります。 基準外繰入金をできるだけ減額できるよう経営の健全化を図ります。 上水道の徴収と併せて下水道使用料の収納を行っていますが、未収金について削減に努めます。年間を通して広報や個別訪問等による接続推進に努めます。

・財源の目標に関する事項
令和17年度までに接続率を80.18%を目標にしています。しかし令和15年度以降から人口減少による影響が大きくなり、接続率は上昇しますが料金収入は減少していくと想定しています。
一般会計からの繰入金について、内部留保資金等による元金償還のための財源を確保するため繰り入れています。基準額を超える繰入金は、一般会計に対し負担となっています。料金収入を増額し基準外繰入金を削減するため、令和9年度に使用料の20%増の改定を予定しています。今後も、できるだけ接続率を伸ばし経費削減に努め、損益の黒字化に努めます。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
令和6年度決算の料金収入は81,298千円(税抜き)令和7年度は81,678千円となっています。わずかに増加していますが、今後は人口減少により料金収入は減少していく見込みです。

・企業債に関する事項
浄化槽の設置費用に対して、企業債の借入れを行っています。今後 設置基数が横這いもしくは減少していくことで借入額も減少する見込みです。

・繰入金に関する事項
減価償却費、企業債償還金に係る支払い利息等に対し、分流式下水道経費として繰入を行っています。企業債の元利償還金については、一部交付税措置があるなど、国より支援されています。

・資産の有効活用
県補助金等は企業債のピーク時まで保有し、ピーク時に数年かけて取り崩し使用します。それまでの間、できるだけ利率の高い金融機関を活用し定期預金での運用を検討します。

経費回収率については、100%の維持を目標にしています。しかし、年々高騰する維持管理費の増加に対して料金収入が追いついておらず、目標にはほど遠い状態です。そのため維持管理費のうち国庫補助を活用できる部分は活用し、未収金を減らし支出の削減に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費について、現在の浄化槽担当職員2名はベテラン職員と若手職員となっています。人員の配置については本庁人事にゆだねられているため、公営企業側でコントロールできません。そのため、若手職員が配属されれば人件費は抑えられるが、ベテラン職員が配置されれば給与費が増加することとなります。修繕費については、接続率の向上に伴い管理基数の増加と浄化槽の経年劣化により年々増加していくものと考えられます。委託費についても、浄化槽管理基数の増加に伴い年々増加していきます。また令和8年度は汚泥の処理単価が見直されたため、令和8年度以降清掃委託料が増加する見込みです。維持管理費は全体的にみて、人件費や材料費の高騰により年々増加していく見通しです。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化については今後の検討課題として位置付けています。
投資の平準化に関する事項	公共浄化槽事業が申請ありきの事業であることから平準化については難しい状況です。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後は先進自治体の事例を参考に、当町においても包括的民間委託等による効率化を検討します。
その他の取組	事業の性質上、建設改良費は流動的なため収支計画の見直しを随時行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在下水3事業で使用料が統一されています。住む場所で使用料を変えることは住民の理解を得られないと思われることから今後も統一料金のみで使用料改定は数年に一度検討し料金改定を行う必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	安定した財源確保のために国債運用などを検討していきます。
その他の取組	修繕費用に国庫補助を活用しながら、財源の確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理費の効率化及び経費削減に向けて包括的民間委託等による効率化を検討します。
職員給与費に関する事項	現在の浄化槽担当職員は2名はベテランと若手職員ですが、人事に関しては企業側でコントロールできないためその都度収支計画の見直しが必要です。
動力費に関する事項	無し
薬品費に関する事項	無し
修繕費に関する事項	国庫補助を活用し、また職員で交換できる部分は職員で行うなど経費削減に努めます。
委託費に関する事項	今後は先進自治体の手法を参考に維持管理費の抑制について検討します。
その他の取組	水洗化促進のため毎年発行している汚水処理ニュースや、未接続のご家庭へ接続依頼のチラシを配布する等、普及促進に向けて効果的な手法を検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、最低でも5年毎に見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回しながら、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。 経営戦略の前回からの事後検証としては、資金的支出の建設改良費については想定を下回っています。申請ありきの事業であるため予測は難しい部分もありますが、新規設置の大部分を新築物件が占めており単独浄化槽やくみとりからの転換はごくわずかです。一方、維持管理費に伴う清掃委託料や修繕費は想定以上に増加しています。接続人口、接続件数は想定して数値よりも減少しています。 原価計算表の維持管理費に対する料金収入の数値が減少する事となり、経費回収率についても想定を下回っています。 このため、令和9年度からの料金改定を計画する事となりました。 その他、前回の経営戦略からの変更点 策定日の下段に改定日を追記しました。 経営戦略の更新に合わせ、計画期間を令和8年度10年間に時点修正しました。 1-(1)-①:施設について 供用開始後年数を時点修正しました。 処理区域人口密度について、令和3年度末0.78人/haから令和7年度末0.88/haに修正しました。 広域化・共同化・最適化実施状況*1について 最適化について市町型から個人管理型への転換の検討の文言を追記しました。 共同化:料金徴収について、水道料金と合わせて徴収していることを追加しました。 1-(1)-②:使用料 各料金体系について、令和9年度に改定を計画している事を追記し過去3年度分20㎡の場合の料金実施を時点修正しました。 1-(1)-③:組織 職員数、事業運営組織についての説明を時点修正しました。1-(2):民間活力の活用等 民間活用の状況:指定管理制度に文言を追加しました。 1-(3):経営比較分析表を活用した現状分析について、令和6年度の経営比較分析表に修正し説明を修正しました。 2:将来の事業環境 (1):処理区域内人口の予測、(2):有収水量の予測、(3)使用料収入の見通しについて、文言を時点修正しました。 3:経営の基本方針 ○収入の確保と負担の適正化に、令和9年度の料金改定の計画を追記しました。 取組・目標 ○区域内人口に対する接続率を時点修正しました。 ○経費回収率について文言を追記しました。 ○事業の根本的な見直しの検討の文言を追記しました。 4-(1):投資財政計画について 主な変更点 記載年度の更新 収益的収支 ・下水道使用料については、年度あたりの接続増加件数が鈍化したことによりピークを令和10年度にしています。令和9年度に料金を改定する計画を料金に反映させています。 ・今後の設備投資計画が修正されたため、長期前受金を修正 ・職員給与費について、担当職員の異動等により修正 ・物価高騰や人件費の高騰で維持管理費の伸び率の変化を反映させました ・今後の設置基数計画の変更により、減価償却費を修正 ・起債利率実績及び今後の見込みを反映し、支払い利息を修正 ・料金改定を実施した場合の料金収入見込み、維持管理費の増加から当年度純利益を再計算 資金的収支 ・今後の交付金事業の計画を反映し、企業債、国庫補助金 建設改良費を修正 ・企業債償還金について、令和7年度までの実績、今後の借入予算より再計算 ・補填財源について、各年度の内部留保資金等を再集計 ・他会計繰入金について、基準内繰入金を再集計し、不足額を基準外繰入金として計上 基準内繰入金だけでは、資金的収支の不足分を補えないため、基準外繰入金を繰り入れる事で、当年度純利益を捻出し利益剰余金を計上しています。
-------------------------	--

6. 経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率の向上に向けた取り組みとして、接続推進による使用料収入の増加、維持管理費の効率化による削減、使用料金体系の適正化の検討などが上げられます。現在、経費回収率は47.58%を示していますが、設置基数の増加に伴う維持管理費の増加が料金収入の増加を上回る予想となりますが、できるだけ経費回収率を維持できるよう努力します。
これらについて概ね、10年間のロードマップを示しています。

(1) ロードマップ

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	備考
経営戦略計画期間												実績を基に随時内容分析
経営戦略の見直し												最低でも5年毎に戦略案を作成
審議会等開催時期												経営戦略更新時に開催
市町設置型から個人設置型への検討												市町設置型から個人設置型への検討
使用料改定の検討期間												経費回収率等を基に検討
使用料改定が必要な場合の議会上程時期												審議会の結果により上程

(2) 業績目標

経営状況確認のための経費回収率目標値

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
経費回収率	47.58	47.41	49.74	47.98	45.66	43.83	42.29	40.78	39.32	37.97	36.73	A/B (%)
使用料収入	81,678	90,805	98,975	99,455	98,538	98,321	98,102	97,884	97,688	97,492	97,297	A
経常費用	278,299	300,347	306,203	315,016	323,395	331,917	339,964	350,800	356,836	366,737	374,593	X
長期前受金戻入	41,401	40,192	43,628	44,064	44,505	44,950	45,400	45,850	46,300	46,750	47,200	Y
収益的収入のうち基準内繰入金	65,234	68,640	63,587	63,656	63,076	62,661	62,610	64,931	62,107	63,228	62,499	Z
汚水処理費	171,664	191,515	198,988	207,296	215,814	224,306	231,954	240,019	248,429	256,759	264,894	B=X-Y-Z

経費回収率については、使用料改定後一時的に上昇しますが、その後は接続率は少々増加しますが人口減少が進み料金収入は増加が見込めない見込みであるため、率は下がっていくものと考えられます。根本的な解決のためには市町管理の浄化槽から個人管理の浄化槽への転換を検討し10年以内に答えを出すことを目標にする必要があります。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
接続率(人口)	64.46	66.50	68.25	69.78	71.33	72.74	74.14	75.63	77.12	78.64	80.18	A/B (%)
浄化槽接続人口	5,590	5,706	5,822	5,918	6,014	6,096	6,177	6,259	6,340	6,422	6,503	A
処理区域内人口	8,672	8,581	8,531	8,481	8,431	8,381	8,331	8,276	8,221	8,166	8,111	B

※令和8年度以降の処理区域内人口は見込み数値、接続人口は目標値です。

処理区域内の人口は、令和7年度8,672人から令和18年度には8,111人へ561人減少すると想定しています。接続人口は、令和7年度5,590人から令和17年度6,503人へ増加する見込みで、接続人口の増加と処理区域内の人口減少により令和18年度に接続率80.18%を目標としています。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
接続率(件数)	58.66	60.14	62.02	63.92	65.85	67.79	69.76	71.74	73.77	75.83	77.90	A/B (%)
浄化槽接続件数	2,123	2,165	2,221	2,277	2,333	2,389	2,445	2,501	2,557	2,613	2,669	A
処理区域内水道件数	3,619	3,600	3,581	3,562	3,543	3,524	3,505	3,486	3,466	3,446	3,426	B

※令和8年度以降の処理区域内水道件数は見込み数値、接続件数は目標値です。

浄化槽接続率は、令和7年度58.66%から令和17年度77.90%を目標としています。処理区域内の水道件数は人口減少による世帯数の減少より減少していくと想定しています。

7. その他の指標

料金改定の判断基準として、前述している経費回収率のほか、①現金収支、②基準外繰入金の経常費用に対する割合を参照しています。

(1)現金収支

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
現金残高	292,463	272,951	260,932	266,377	268,497	270,507	273,017	275,527	278,037	280,687	283,207	A-B
流動資産 (千円)	307,442	286,266	274,132	279,587	281,687	283,687	286,187	288,687	291,187	293,687	296,187	A
未収金 (千円)	14,979	13,315	13,200	13,210	13,190	13,180	13,170	13,160	13,150	13,000	12,980	B

※令和8年度以降は見込み数値。

毎年、3月請求分の下水道使用料は水道事業により預かり、4月になってから下水道会計へ入金されるため、水道使用料の1月分及び職員手当のうち、12月から3月末までの賞与引当金分、国庫補助金を流動資産に含んでいます。
--

(2)基準外繰入金の経常費用に対する割合

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
割合	33.89	33.75	32.92	34.27	33.81	38.06	39.53	40.78	42.57	43.57	44.72	A/B (%)
基準外繰入金 (千円)	93,766	101,360	101,413	108,344	117,924	126,339	134,390	143,069	151,893	159,772	167,501	A
経常費用 (千円)	278,299	300,347	308,028	316,129	348,751	331,917	339,964	350,800	356,836	366,737	374,593	B

※令和8年度以降は見込み数値。

基準外繰入金は公営企業の目的から極力削減するべきですが、維持管理費の増加により経常費用が増加していくため令和17年度には基準外繰入金の経常費用に対する割合は44.72%に上昇する見込みです。定期的な料金の見直しが必要です。

原価計算表

供用開始年月日 平成16年3月25日
処理区域内人口 9,041人
計算期間 自令和8年4月至令和18年3月
(10年間)

収 入 の 部				
項	目	金 額		
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)
		千円	千円	千円
使	用 料 (X)	81,678	98,195	98,195
受	託 工 事 収 益			0
そ	の 他	200,737	243,894	243,894
合	計	282,415	342,089	0

支 出 の 部						
項 目			金 額			
			最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費	給 料	千円	千円	千円	千円
		諸 手 当				0
		福 利 費				0
	修 繕 費	18,765	33,295		33,295	
	材 料 費	478	478		478	
	路 面 復 旧 費				0	
	委 託 料	117,194	149,809		149,809	
	そ の 他	19,907	32,856		32,856	
	小 計	156,344	216,438	0	216,438	
小 計	0	0	0	0		
一般管理費	人件費	給 料	8,465	8,237		8,237
		諸 手 当	4,120	4,942		4,942
		福 利 費	2,733	2,633		2,633
	流域下水道管理運営費負担金					0
	委 託 料				0	
	そ の 他				0	
小 計	15,318	15,812	0	15,812		
資本費	支 払 利 息		15,697	16,291		16,291
	減 価 償 却 費		90,938	92,264		92,264
	企 業 債 取 扱 諸 費					0
小 計	106,635	108,555	0	108,555		
合 計 (Y)			278,297	340,805	0	340,805

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	340,805

(X)÷((Y)+(Z))*100=0.29

＜使用料水準についての説明＞
経費回収率＝(下水道使用料÷汚水処理費)×100や
使用料単価/汚水処理減価【※使用料収入÷汚水処理日×100】
現在、経費回収率は100%を大きく下回っており、令和7年度決算において47.58%となっています。この値が100%を下回る場合は、汚水処理費に係る経費が使用料以外の収入(一般会計からの基準外の繰入金)により賄われていることを意味します。
原価計算表における、

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」「公益社団法人日本下水道協会」を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。